

報提供施設の設置に要する費用を除く。)については、その十分の五

二 (略)

三 第三十五条第二号の費用及び第三十六条第三号の費用(第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

三 第三十五条第二号の費用(第十八条第二項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第三十五条第二号の二の費用及び第三十六条第三号の費用(第二十一条の三の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その十分の五

(費用の徴収)

第三十八条

(費用の負担命令及び徴収)

第三十八条 業者に委託して補装具の交付又は修理が行われる場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を業者に支払うべき旨を命ずることができる。

2) 身体障害者又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を業者に支払つたときは、当該業者の市町村に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

3| 第一項に規定する行政措置が行われた場合において、

身体障害者又はその扶養義務者が、同項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかつたため、市町村においてその費用を支弁したときは、当該市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その支払わなかつた額を徴収することができる。

第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供

若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合においては、当該行政措置による費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2|

市町村により国設する障害者支援施設等への入所

5|

市町村により國立施設への入所の委託が行われた場合

4| 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第二項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第三項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所の委託（國立施設への入所の委託を除く。）が行われた場合、同条第四項の規定に基づき同項に規定する介護等の提供の委託が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合（業者に委託して行われた場合を除く。）においては、

当該行政措置による費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第二十八条第二項の規定により市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができることができる。

3・4 (略)

においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(報告の徴収等)

第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者相談支援事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、第二十七条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、当該施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができることができる。

3・4 (略)

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者生活訓練等事業等を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不當に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第四十一条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2

(略)

(事業の停止等)

第四十条 都道府県知事は、身体障害者相談支援事業等を行なう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不當に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができるもの。

第四十一条 身体障害者更生援護施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十八条第一項の規定による基準にそわくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

2

(略)

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第四十三条の三 第三十九条第二項及び第四十一条第一項

の規定により都道府県知事の権限に属するものとされる事務は、身体障害者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

2 前項の場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。この場合において、第三十九条第二項中の「身体障害者更生援護施設」とあるのは、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設」と、第四十一条第一項中の「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は養成施設」とあるのは、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設」とする。

3 身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設について、第二十七条第四項において適用することとされる社会福祉法第七十条から第七十二条までの規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（同条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを除く。）は、これらの施設に入所する者の利益

を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限る。）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

4 第一項及び前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（不正利得の徴収）

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の手段により施設訓練等支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市町村は、指定身体障害者更生施設等が、偽りその他不正の行為により施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費の支払を受けたときは、当該指定身体障害者更生施設等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせ

ることができる。

3 | 前二項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(報告等)

第四十三条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関する必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者若しくは身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 | 第十七条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提供等)

第四十三条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関する必要があると認めるときは、身体障害者、身体障害者の配偶者又は身体障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況について、官

公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは身体障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(権限の委任)

**第四十四条** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、

厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、

厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(権限の委任)

**第四十三条の七** この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、

厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(租税その他公課の非課税)

**第四十四条** この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

(受給権等の保護)

**第四十五条** 施設訓練等支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品

は、既に支給を受けたものであるとないとにかかわらず  
差し押さえることができない。

(実施命令)

第四十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか  
、この法律の実施のための手続その他その執行について  
必要な細則は、厚生労働省令で定める。

(実施命令)

第四十五条の二 この法律に特別の規定があるものを除く  
ほか、この法律の実施のための手続その他その執行につ  
いて必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条の十二第二  
項後段又は第十七条の十三第二項の規定による施設受給  
者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対  
し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

附 則

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に  
係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第  
十八条及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用

(更生援護の特例)

第五十条 児童福祉法第六十三条の四の規定による通知に  
係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第  
十七条の三、第十七条の十から第十七条の十五まで、第

については、身体障害者とみなす。

十七条の三十二)、第十八条(第一項及び第三項に限る。)、第十八条の二及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

(国の無利子貸付け等)

第五十一条 国は、当分の間、市町村又は都道府県に対し、第三十七条の二の規定により国がその費用について負担する身体障害者更生援護施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十七条の二の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、都道府県又は指定都市等に対し、身体障害者更生援護施設その他身体障害者の福祉の増進を

図ることを目的とする施設の設置（第三十七条の二の規定により国がその費用について負担するものを除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、当該都道府県又は指定都市等が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、指定都市等以外の市町村、社会福祉法人その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し当該都道府県又は指定都市等が補助する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

- 3 | 前二項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 4 | 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 5 | 国は、第一項の規定により市町村又は都道府県に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である施設の設置に係る第三十七条の二の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

る。

6| 国は、第二項の規定により都道府県又は指定都市等に  
対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である  
施設の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助  
を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償  
還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交  
付することにより行うものとする。

7| 市町村又は都道府県が、第一項又は第二項の規定によ  
る貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第  
四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償  
還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における  
前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還  
期限の到来時に行われたものとみなす。